

担い手対策の事業内容

目的：今金町で農業経営を営む者並びに新たに農業経営を行う者に対し、補助金等の必要な援助を行うことにより、生産性の向上、農業経営の安定・定着を図ることを目的とする。

1. 支援対象となる者及び事業内容は？

(1) 農業後継者に対する支援

本事業に対する農業後継者とは、経営移譲後5年以内の者を対象とします。

- ① 農業設備・資材購入費等の助成  事業費の1/2（100万円上限）
- ② 新たに取得した農地に係る固定資産税相当額の助成  3年間助成






助成の対象となる主な整備内容は次のとおりです。

- 1 生産性の向上（農業産出額の増）が見込まれるもの
- 2 機械等の導入については、単なる更新は対象となりません
また、中古農業機械の場合は、残存法定耐用年数が2年以上であること
- 3 農業経営以外への汎用性が高いものは対象になりません
（運搬用トラック、パソコンなど）
- 4 上限100万円としておりますが、分割で利用することも可能です
（初年度70万円・2年目30万円など）

(2) 新規就農者に対する支援

本事業に対する新規就農者とは、45歳未満の者を対象とします。

- ① 新たに取得した農地に係る固定資産税相当額の助成  3年間助成
- ② 就農後5カ年を経過後  就農奨励金 300万円を交付
- ③ 営農研修  営農指導者に対し、研修生1人につき1ヶ月 3万円を交付

(3) 法人化等に対する支援

法人化等については、農業法人の設立を対象とし、設立時の農家戸数に基づき支援します。

- ① 農家戸数1戸の場合は  20万円を交付
- ② 農家戸数2戸の場合は 40万円を交付
- ③ 農家戸数3戸の場合は 60万円を交付
- ④ 農家戸数4戸の場合は 80万円を交付
- ⑤ 農家戸数5戸以上の場合は 100万円を交付

お問い合わせ先は？

- ① 今金町地域担い手育成総合支援協議会（農林振興課 農政畜産グループ）
TEL 82-0111
- ② 今金町農業協同組合 営農部 農業経営課
TEL 82-0212